（証券コード 9506）
平成27年６月３日

株 主 各 位

仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東 北 電 力 株 式 会 社
取締役会長 高 橋 宏 明

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主のみなさまには，平素より格別のご高配をたまわり，厚く御礼申しあげます。

さて，当社第91回定時株主総会を下記により開催いたしますので，ご出席いただきますようご案内申しあげます。

なお，当日ご出席いただけない場合は，お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧いただき，以下のいずれかの方法により，平成27年６月24日（水曜日）午後５時までに**議決権を行使していただきますよう**お願い申しあげます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示のうえ，上記の行使期限までに到着するようご送付ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

58頁から59頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ，パソコン，スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき，画面の案内にしたがって，各議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時

２．場　　所　仙台市青葉区一番町三丁目７番１号
電力ビル７階電力ホール

○当日ご出席の場合は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○節電のため，会場の冷房を控え目にさせていただきますので，軽装でご出席いただきますようお願い申しあげます。

3．目的事項

報告事項　1．平成26年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告，連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．平成26年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

〈会社提案（第１号議案から第４号議案まで）〉

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役16名選任の件
第４号議案　監査役５名選任の件

〈株主提案（第５号議案から第８号議案まで）〉

第５号議案　定款一部変更の件（１）
第６号議案　定款一部変更の件（２）
第７号議案　定款一部変更の件（３）
第８号議案　定款一部変更の件（４）

上記各号議案の内容等は，後記の「株主総会参考書類」（40頁から57頁）に記載のとおりであります。

4．株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

⑴　議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

⑵　インターネットにより，複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

○次の事項につきましては，法令および定款第14条の規定に基づき，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tohoku-epco.co.jp/ir/）に掲載させていただいておりますので，本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。これらの事項は，本招集ご通知の添付書類とともに，監査役および会計監査人の監査対象となっております。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表

○株主総会参考書類，事業報告，連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tohoku-epco.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

Ⅰ　事業の概況

１．企業グループの事業の経過および成果

【電気事業を取り巻く経営環境】

東日本大震災以降，わが国のエネルギーを巡る環境は大きく変化しました。国内の原子力発電所の長期停止に伴う化石燃料への依存度の高まりにより，多額の国富が流出し，わが国の経済活動やCO_2排出量にも影響を及ぼしております。

昨年４月，国の中長期的なエネルギー政策の指針として，新たなエネルギー基本計画が策定されました。この基本計画において，再生可能エネルギーは「重要な低炭素の国産エネルギー源」，また，原子力発電は「安全性の確保を大前提に，エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付けられております。

現在，これらを含めた各エネルギー源の電源としての特性を踏まえ，現実的かつバランスの取れたエネルギー需給構造の実現に向けて，国の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）の検討が進められているところであります。

また，電力システム改革については，本年４月，第１段階として，全国的な需給逼迫時の広域的な需給調整などを行う「電力広域的運営推進機関」が業務を開始しました。来年には，第２段階として，小売分野における全面自由化がはじまり，大きな転換期を迎えます。さらに，平成32年には，第３段階となる送配電部門の法的分離（別会社化）が予定されております。

このようななかで，電気事業者は，かつてない環境変化のもとでの事業運営が求められております。

【電力需給の状況と安定供給への取り組み】

当社は，電力の安定供給を維持するために，需給両面にわたって取り組んでまいりました。

供給面においては，需要が増大する夏場や冬場の供給力を確保するため，火力発電所の点検時期の調整や増出力運転，さらには設備増強など，あらゆる対策を積み重ねてまいりました。

一方，需要面においては，お客さまに効率的な電気のご使用や無理のない範囲での節電について，引き続きご協力をいただきました。

こうした需給両面にわたる対策などにより，万全とは言えないながらも電力の安定供給を維持することができました。

しかしながら，大震災以降，原子力発電所が長期停止しているなかで，火力発電所は，経年化したものを含め高稼働状態が長期間にわたって続いております。この結果，設備トラブルが増加しており，安定供給については，未だ脆弱な状況が続いております。

【原子力発電所の安全性向上に向けた取り組み】

当社は，原子力発電所の安全性向上に向けた取り組みとして，新規制基準などを踏まえた安全対策を設備と運用の両面から進めております。さらに，自主的かつ継続的な安全性の向上にも取り組んでおります。

設備面では，地震や津波に対する耐性強化や冷却機能に係る代替設備の設置など，設備の強化をはかるとともに，多様化および多重化という観点から，安全対策をさらに充実させていくこととしております。たとえば，女川原子力発電所において，想定津波高（海抜23.1メートル）に対して海抜約29メートルの防潮堤を設置する工事を行うなど，より厳しい条件を考慮した地震・津波対策を進めております。また，運用面では，厳冬期や夜間などの様々な条件下でより実践的な訓練を継続的に実施するなど，対応力の強化，充実に取り組んでおります。

こうした安全対策に関して，女川原子力発電所第２号機については，現在，原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査が進められております。また，東通原子力発電所第１号機についても，昨年６月，

適合性審査の申請を行いました。なお，東通原子力発電所の敷地内断層における活動性について，原子力規制委員会の有識者会合において審議が進められてきましたが，今後は適合性審査のなかで総合的かつ合理的な評価をいただけるよう，調査データに基づき説明を尽くしてまいります。

加えて，関係自治体との協定の締結などにより情報連絡をはじめとする連携を一層強化するとともに，原子力発電所における安全性向上への取り組みについて，地域のみなさまにご理解を深めていただくことが重要と考え，発電所を実際にご覧いただく取り組みも積極的に展開してまいりました。

このように，当社は，安全対策，国の審査への対応，地域のみなさまのご理解を深めていただくための取り組みを着実に進めております。

一方，女川原子力発電所において，昨年９月，原子力規制委員会による保安検査で，大震災後の設備の健全性確認に係る第２号機の点検記録の一部に不備がある，との指摘を受けました。その後，すべての記録を調査したところ，多くの同様な記録不備が確認されました。当社は，品質保証上の問題として重く受け止め，再発防止対策の確実な実行により，原子力品質保証活動の一層の強化に努めてまいります。

【再生可能エネルギーの導入拡大への取り組み】

当社は，これまでも，グループ企業とともに再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでおり，水力発電，地熱発電，風力発電の導入実績は，国内の電力会社のなかでも最高水準となっております。また，太陽光発電についても，本年１月には，原町太陽光発電所（1,000キロワット）が営業運転を開始しております。

再生可能エネルギーは，発電時にCO_2を排出しないなどのメリットがあるものの，風力発電や太陽光発電は気象条件によって出力が大きく変動するという特性もあることから，電気の品質を保つための周波数変動対策を行い，安定供給に支障が生じないようにして導入を進めてまいりました。

しかしながら，太陽光発電については，昨年，国の固定価格買取制度のもと，当社送電網への接続申し込みが急激に増加したことにより，安定供給への支障が懸念される事態となりました。このため，国による制度の運用見直しを踏まえ，事業者のみなさまに時間単位のきめ細かな出力制御などをお願いすることにより，電気の品質を維持できるようにしたうえで接続手続きを進めることといたしました。

こうしたなか，本年２月には，国の補助事業を活用し，西仙台変電所に大型蓄電池システムを設置して周波数変動対策等の実証事業を行うとともに，出力予測技術の精度向上などを進め，事業者のみなさまのご負担が極力少なくなるよう最大限取り組んでまいります。

【経営効率化への取り組み】

当社は，大震災以降，甚大な設備被害に加え，原子力発電所の長期停止に伴う燃料費の大幅な増加などにより，自己資本が大きく減少するなど，財務状況が急激に悪化いたしました。

こうしたなか，人事制度の見直しによる人件費の抑制，効果的な燃料調達による燃料費の抑制，「調達改革委員会」による資材・役務の調達価格低減など，徹底した効率化に取り組んでまいりました。

このように，あらゆる分野で効率化に取り組んだ結果，当年度は，平成25年の電気料金値上げ申請時に織り込んだ年平均806億円の効率化に，料金認可時の査定で上積みされた333億円を加えた，合計1,100億円を超える効率化を達成することができました。

しかしながら，設備の経年化対策などの工事に加え，大規模自然災害への備えなども考慮すると，未だ収益基盤は安定している状況ではありません。今後も，中長期的に効果が持続する構造的なコスト低減の取り組みを加速し，早期に収益基盤の安定化をはかってまいります。

【決算の概要（連結）】

当年度の決算につきましては，連結ベースで，以下のとおりであります。

収益面では，電気事業において，販売電力量は減少したものの，料金値上げや燃料費調整額に加え，再生可能エネルギー発電促進賦課金の影響などにより，電灯・電力料が増加したことなどから，売上高（営業収益）は前年度に比べ1,431億円増の２兆1,820億円，経常収益は前年度に比べ1,435億円増の２兆1,901億円となりました。

一方，費用面では，安定供給維持のための修繕費や購入電力料は増加したものの，減価償却費や人件費の減少のほか，経費全般にわたり効率化の実施に努めたことなどから，経常費用は前年度に比べ659億円の増加にとどまり，２兆734億円となりました。

以上の結果，経常利益は，前年度に比べ775億円増の1,166億円となりました。

また，当期純利益は，当社の退職給付制度改定益142億円および東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故に起因する営業損害等に係る受取損害賠償金54億円を特別利益に計上したことなどから，前年度に比べ421億円増の764億円となりました。

［電気事業］

当年度の当社販売電力量は，大震災からの復興の動きなどが続いているものの，前年度に比べ夏の低気温および暖冬による冷暖房需要の減少や節電への取り組みなどから，前年度に比べ1.1％減の766億２千万キロワット時となりました。このうち自由化の対象外である電灯・電力需要は，前年度に比べ2.1％減の280億１千万キロワット時となりました。また，自由化の対象である特定規模需要は，前年度に比べ0.5％減の486億１千万キロワット時となりました。

このように販売電力量は減少したものの，料金値上げや燃料費調整額に加え，再生可能エネルギー発電促進賦課金の影響などにより，電灯・電力料が増加したことなどから，電気事業の売上高は，前年度に比べ1,168億円増の１兆9,322億円となりました。一方，営業費用は，安定供給維持のための修繕費や購入電力料は増加したものの，減価償却費や人件費の減少のほか，経費全般にわたり効率化の実施に努めた

ことなどから，前年度に比べ496億円の増加にとどまり，１兆7,820億円となりました。

以上の結果，営業利益は，前年度に比べ672億円増の1,501億円となりました。

［その他の事業］

電気事業以外の事業につきましては，建設業において受注が増加したことなどから，売上高は前年度に比べ263億円増の2,497億円となりました。一方，営業費用は前年度に比べ94億円増の2,302億円となりました。

以上の結果，営業利益は，前年度に比べ168億円増の195億円となりました。

【配　当】

当社は，前年度，一定の利益水準を確保できたことなどから，１株につき５円の配当を再開させていただきました。

当年度の業績につきましては，前述のとおり，徹底した効率化に取り組み，前年度を上回る利益水準を確保することができました。あわせて，平成25年９月に電気料金の値上げを実施させていただいたこと，大震災で毀損した財務体質の回復が急務であることなど，当社の経営環境を総合的に勘案し，このたび１株につき10円の期末配当を実施させていただきたいと存じます。

２．企業グループの対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境が，今後大きく変化していくことから，新たな時代に向けた変革をより加速させていくため，以下の課題を中心に，企業グループ一丸となって取り組んでまいります。

【経営基盤回復に向けた取り組み】

当社は，「東北電力グループ中期経営方針（平成26 ～ 30年度）」において，自己資本比率を平成30年度末までに15％以上とする目標を掲げ，経営資源配分の適正化をはかりながら収益を拡大することで，大震災以降大きく毀損した財務体質の早期回復に取り組んでおります。

供給面では，安全性の向上と地域のみなさまのご理解を前提として，原子力発電所の再稼働に向けて着実に取り組んでまいります。また，既設の火力発電所の保守・運用に万全を期すとともに，高効率ＬＮＧコンバインドサイクル発電設備である新仙台火力発電所第３号系列の早期運転開始を目指します。このような取り組みにより，低廉かつ安定的な電源を確保してまいります。

このほか，費用面では，引き続き燃料費の抑制や「調達改革委員会」による資材・役務の調達価格低減に取り組み，企業グループをあげたコスト構造改革を進めてまいります。

【原子力発電所の安全性向上と再稼働に向けた取り組み】

エネルギー資源のほとんどを海外に依存しているわが国において，原子力発電は，安全確保を大前提に，安定供給，経済効率性，さらには環境適合の観点から重要な電源であり，将来にわたって一定規模を確保していく必要があります。このため，当社は，女川，東通の両原子力発電所の安全性向上に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

また，すでに新規制基準への適合性審査を申請している，女川原子力発電所第２号機および東通原子力発電所第１号機につきましては，今後とも審査に真摯に対応してまいります。

さらに，原子力防災への対応につきましても，両原子力発電所の原子力事業者防災業務計画を着実に実施するとともに，国や関係自治体が行う取り組みとも十分な連携をはかってまいります。また，地域のみなさまへの情報提供や対話活動などを，引き続き丁寧に行ってまいります。

これらにより，さらに高いレベルでの安全確保を達成するとともに，地域のみなさまのご理解を得ながら，原子力発電所の再稼働に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

【電力の小売全面自由化に備えた取り組み】

来年から，電力システム改革の第２段階として，小売分野における全面自由化が実施されます。当社は，本格的な競争時代を迎えるにあたり，コスト競争力を強化するとともに，地域のお客さまを第一に，引き続き当社を選択いただけるよう，販売面において，マーケティングを強化してまいります。

たとえば，お客さまのご要望を反映した新料金メニューの開発や新サービスの提供を通じて，お客さまサービスの向上に取り組んでまいります。また，お客さまに電気のご使用を工夫いただくことで料金の低減につながるような省エネルギーのコンサルティングを強化してまいります。

【将来の事業環境を見据えた取り組み】

将来の事業環境が大きく変化することに伴い，これまでにも増して高い競争力を確保していくことや，新たな事業展開を検討していくことが不可欠となります。

このためにも，当社は，価格競争力に優れた石炭火力や，需給変動にも柔軟に対応できる高効率ＬＮＧコンバインドサイクル発電設備を開発してまいります。具体的には，能代火力発電所第３号機や上越火力発電所第１号機について，建設計画などを着実に進めてまいります。

また，低炭素社会の実現に向けて，企業グループ全体で再生可能エ

ネルギーの導入拡大に取り組むとともに，出力予測技術の精度向上や送電網の整備・拡充に向けた検討，さらには，大型蓄電池システムを活用した需給バランス改善に関する国の実証事業などにも取り組んでまいります。

さらに，多様なお客さまニーズに応じたサービスの提供や業務の効率化を目的として，当社管内全域のお客さまを対象に，スマートメーターを順次導入してまいります。

加えて，これまでの供給エリアを越えたお客さまに対する新たな事業展開や他事業者との業務提携につきましても，地域のお客さまを大切にしつつ取り組んでまいります。

【地域の復興・発展への貢献】

当社は，創立以来，「地域社会との共栄」を経営理念として掲げてまいりました。今後本格的な競争時代を迎えるにあたり，あらためて原点に立ち返り，事業運営を行ってまいります。

東日本大震災という未曾有の災害を，地元の電力会社として経験したことにより得られた知見，教訓は大きなものがあります。これらを十分に踏まえ，災害に強い設備の構築と対応力の強化をはかり，電力の安定供給という電気事業者としての基本的な使命を果たしていくことで，東北地域の復興を支えてまいります。

また，様々な事業活動を通じて，地域社会とのコミュニケーションを充実させ相互理解をはかるとともに，風力，太陽光などの再生可能エネルギーの導入拡大，スマートコミュニティ事業への支援や参画など，地域社会と密接に連携しながら，エネルギーサービスの面からも地域の復興と発展に貢献してまいります。

さらに，大震災からの地域の復興が，生活，交通基盤など社会資本の整備により着実に進みつつあるなかで，東北地域が将来的にさらなる発展を遂げていくための様々な施策についても，地域のみなさまとともに取り組んでまいります。

当社は，創立以来60年余，地域のみなさまに支えていただきながら事業運営を行ってまいりました。電力システム改革による競争時代を迎えても，地域を大切にし，地域のみなさまから変わらぬ信頼をいただくことが事業運営の基盤であり，競争力の源泉であると考えております。

当社はこれからも，様々な形で東北の復興と発展に貢献しながら，お客さまから選択され，地域とともに成長する企業グループを目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては，このような当社の状況についてご理解いただき，より一層のご支援とご協力をたまわりますようお願い申しあげます。

3．企業グループの設備投資の状況

(1) 当年度の設備投資額　　2,635億円

［電気事業］　　2,398億円

［その他の事業］　　237億円

(2) 当年度中に完成した主な設備および建設中の主な設備

（発電設備）

	設備別	名　　称	新設,増設の別	最大出力
				キロワット
完成	太陽光	原町太陽光発電所	新　設	1,000
建設中	火　力	新仙台火力発電所第３号系列	増　設	980,000
	火　力	八戸火力発電所第５号機	増　設	416,000

(注) 八戸火力発電所第５号機は，平成26年８月６日，コンバインドサイクル発電設備による運転を開始しており，現在，使用する主燃料を軽油から天然ガス（ＬＮＧ）に転換する工事をしております。

（送電設備）

	名　　称	新設,増強の別	電　　圧	亘　　長
			ボルト	キロメートル
建設中	西白河線	新　設	154,000	37.0

4．企業グループの資金調達の状況

(1) 社　　債

発行額　　1,200億円

償還額　　3,524億円

(2) 借 入 金

借入額　　2,326億円

返済額　　1,992億円

(3) コマーシャル・ペーパー

発行額　　1,310億円

償還額　　1,340億円

5．企業グループの財産および損益の状況の推移

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(当年度)
売上高(営業収益)(億円)	16,849	17,926	20,388	21,820
経常利益または経常損失(△)(億円)	△ 1,764	△ 932	390	1,166
当期純利益または当期純損失(△)(億円)	△ 2,319	△ 1,036	343	764
一株当たり当期純利益または当期純損失(△)(円)	△ 465.16	△ 207.97	68.78	153.35
総資産(億円)	41,968	42,843	42,430	41,312

(注) 一株当たり当期純利益または当期純損失は，当社の期中平均株式数により算出しております。なお，期中平均株式数については，自己株式を控除した株式数を用いております。

Ⅱ　会社の概況（平成27年３月31日現在）

１．企業グループの主要な事業内容

電気事業

２．当社の株式に関する事項

(1)　発行可能株式総数　　10億株

(2)　発行済株式の総数　　５億288万2,585株

(3)　株　主　数　　20万3,116名

(4)　大　株　主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,030	3.61
日本生命保険相互会社	17,159	3.44
東北電力従業員持株会	14,081	2.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,565	2.72
株式会社みずほ銀行	13,288	2.66
高知信用金庫	12,337	2.47
株式会社七十七銀行	6,468	1.30
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,088	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	5,200	1.04
仙台市	5,196	1.04

（注）　持株比率は，自己株式（4,032,979株）を控除して計算しております。

３．当社の新株予約権に関する事項

(1)　当年度末日における新株予約権の状況

○新株予約権の数　　8,231個

○新株予約権の目的である株式の種類および数　　普通株式823,100株（新株予約権１個につき100株）

○当社取締役が保有する新株予約権の内容の概要

回次（発行価額）	行　使　期　間	個　数	保有者数
第１回（160,800円）	平成22年８月３日から 平成47年８月２日まで	550個	12名
第２回　（82,100円）	平成23年８月２日から 平成48年８月１日まで	1,105個	13名
第３回　（48,000円）	平成24年８月２日から 平成49年８月１日まで	1,358個	15名
第４回（122,900円）	平成25年８月２日から 平成50年８月１日まで	1,089個	15名
第５回（115,500円）	平成26年８月２日から 平成51年８月１日まで	1,266個	15名

(2)　当年度中に交付した新株予約権の状況

○発行した新株予約権の数　　2,423個

○新株予約権の目的である株式の種類および数　　普通株式242,300株（新株予約権１個につき100株）

○新株予約権の発行価額　　１個当たり115,500円

○新株予約権の行使価額　　１株当たり１円

○新株予約権の行使期間　　平成26年８月２日から平成51年８月１日まで

○新株予約権の主な行使の条件　　新株予約権者は，当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り，新株予約権を行使することができる。

○当社執行役員に交付した新株予約権の内訳

新　株　予　約　権　の　数	交　付　者　数
1,157個	25名

4．重要な子会社および関連会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率		主な事業内容
		直接保有	間接保有	
	億円	%	%	
酒田共同火力発電株式会社	255	100	－	電気の卸供給
日本海エル・エヌ・ジー株式会社	120	42.3	－	液化天然ガスの受入，気化，販売または配送
東北インテリジェント通信株式会社	100	100	－	電気通信事業
株式会社ユアテック	78	46.7	0.5	電気，通信，土木および建築工事
東星興業株式会社	52.7	100	－	電気の卸供給
東北水力地熱株式会社	20	90	10	地熱蒸気供給および電気の卸供給
TDGビジネスサポート株式会社	15	100	－	金銭の貸付等の金融業務および経理・労務業務の受託
東日本興業株式会社	10	100	－	不動産業およびリース業
東北発電工業株式会社	10	100	－	発変電設備の建設，改良および補修工事ならびに保守
東北エネルギーサービス株式会社	7.4	86.1	9.6	自家用発電設備・コージェネレーションシステム等による電気・熱エネルギーの供給，蓄熱設備の運転・保守受託
東北ソーラーパワー株式会社	4.2	82.4	17.6	太陽光発電による電気の卸供給および同卸供給を実施する事業会社の設立・運営
東北天然ガス株式会社	3	55	－	天然ガス・液化天然ガスの供給販売
東北自然エネルギー開発株式会社	3	－	100	自然エネルギー発電電力の販売

(注) 東星興業株式会社，東北水力地熱株式会社，東北ソーラーパワー株式会社および東北自然エネルギー開発株式会社の４社は，平成27年７月に合併し，東北自然エネルギー株式会社となる予定です。

(2) 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率		主な事業内容
		直接保有	間接保有	
	億円	%	%	
相馬共同火力発電株式会社	1,128	50	－	電気の卸供給
常磐共同火力株式会社	560	49.1	－	電気の卸供給
荒川水力電気株式会社	3.5	50	－	水力発電

5．企業グループの主要な借入先

借入先	借入金残高
	億円
株式会社日本政策投資銀行	4,159
株式会社みずほ銀行	2,136
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,067
日本生命保険相互会社	1,018
三菱UFJ信託銀行株式会社	796

6．企業グループの従業員の状況

事業の種類	従業員数	前年度末比増減
電気事業	12,609 名	69 名 減
その他の事業	11,927	62 減
合計	24,536	131 減

（注）「従業員数」は，出向者，休職者等を除いた就業人員を記載したものであります。

7．企業グループの主要な事業所および発電所

(1) 当社の主要な事業所

○本　店（仙台市青葉区本町一丁目７番１号）

○支　店：青森支店(青森市)，岩手支店(盛岡市)，秋田支店(秋田市)，宮城支店(仙台市)，山形支店(山形市)，福島支店(福島市)，新潟支店(新潟市)

○支　社：東京支社(東京都千代田区)，会津若松支社(会津若松市)

○営業所：61カ所

⑵　当社の主要な発電所

○水　力：本道寺，八久和（以上山形県），本名，上田，第二沼沢，宮下，柳津（以上福島県），豊実（新潟県）

○火　力：八戸（青森県），秋田，能代（以上秋田県），仙台，新仙台（以上宮城県），原町（福島県），新潟，東新潟（以上新潟県）

○地　熱：葛根田（岩手県），上の岱，澄川（以上秋田県），柳津西山（福島県）

○原子力：東通（青森県），女川（宮城県）

○内燃力：両津（新潟県）

⑶　重要な子会社の主要な事業所

○酒田共同火力発電株式会社	本店（酒田市）
○日本海エル・エヌ・ジー株式会社	本店（新潟県北蒲原郡聖籠町）
○東北インテリジェント通信株式会社	本店（仙台市）
○株式会社ユアテック	本店（仙台市）
○東星興業株式会社	本店（仙台市）
○東北水力地熱株式会社	本店（盛岡市）
○TDGビジネスサポート株式会社	本店（仙台市）
○東日本興業株式会社	本店（仙台市）
○東北発電工業株式会社	本店（仙台市）
○東北エネルギーサービス株式会社	本店（仙台市）
○東北ソーラーパワー株式会社	本店（仙台市）
○東北天然ガス株式会社	本店（仙台市）
○東北自然エネルギー開発株式会社	本店（仙台市）

8．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
高橋　宏明	取締役会長	一般社団法人東北経済連合会会長
海輪　　誠	取締役社長	
安倍　宣昭	取締役副社長(火力原子力本部長)	株式会社ユアテック社外取締役
矢萩　保雄	取締役副社長(お客さま本部長)	株式会社ユアテック社外監査役
井上　　茂	取締役副社長(火力原子力本部長代理)	
原田　宏哉	取締役副社長 (ＣＳＲ担当, コンプライアンス推進担当, ＩＲ担当)	
佐久間　直勝	常務取締役(火力原子力本部副本部長)	
三浦　政彦	常務取締役(電力流通本部長)	
向田　吉広	常務取締役(火力原子力本部副本部長)	
渡部　孝男	常務取締役(火力原子力本部副本部長)	
長谷川　　登	常務取締役(火力原子力本部副本部長)	
山本　俊二	常務取締役	
岡信　愼一	常務取締役(企画部長,支店統轄)	
石森　令一	常務取締役(お客さま本部副本部長)	
笹川　稔郎	常務取締役(火力原子力本部副本部長)	
清野　　智	取締役	東日本旅客鉄道株式会社取締役会長

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
鈴木　敏仁	常任監査役(常勤)	株式会社第四銀行社外監査役
加藤　公樹	常任監査役(常勤)	
藤原　作弥	監　査　役	
宇野　郁夫	監　査　役	
我妻　廣繁	監　査　役	

(注) 1．取締役会長，取締役社長および取締役副社長は，いずれも代表取締役であります。
2．取締役清野智は，会社法第２条第15号に定める社外取締役であり，また，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
3．監査役藤原作弥，同宇野郁夫および同我妻廣繁は，いずれも会社法第２条第16号に定める社外監査役であり，また，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
4．取締役は，いずれも平成26年６月26日開催の第90回定時株主総会において選任されたものであります。
5．取締役副社長佐竹勤，常務取締役田中雅順および同稲垣智則は，いずれも平成26年６月26日退任いたしました。
6．監査役藤原作弥は，日本銀行副総裁としてわが国の金融政策に携わった経験を有しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．監査役我妻廣繁は，旧株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）の常務執行役員等を歴任しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8．取締役清野智は，東日本旅客鉄道株式会社の取締役会長であり，平成26年６月25日，日本郵政株式会社の社外取締役に就任いたしました。また，当社は東日本旅客鉄道株式会社および日本郵政株式会社との間に電力供給の取引等があります。
9．監査役藤原作弥は，ライフネット生命保険株式会社の社外取締役であります。
10．監査役宇野郁夫は，富士急行株式会社，パナソニック株式会社およびトヨタ自動車株式会社の社外取締役ならびに小田急電鉄株式会社，西日本旅客鉄道株式会社，株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび株式会社三井住友銀行の社外監査役であります。また，当社はパナソニック株式会社，トヨタ自動車株式会社および西日本旅客鉄道株式会社との間に電力供給の取引等があり，株式会社三井住友銀行との間に資金借入の取引等があります。
11．監査役我妻廣繁は，阪和興業株式会社の社外監査役であり，また，当社は同社との間に電力供給の取引があります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

	報酬		株式報酬型ストックオプション	
	支給人数	支給額	支給人数	支給額
取締役	19名	330百万円	15名	146百万円
監査役	5	72	－	－

(注) 1．平成27年３月31日現在の取締役および監査役の人数は，取締役16名（うち社外取締役１名），監査役５名（うち社外監査役３名）でありますが，上記の報酬等には，平成26年６月26日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名を含んでおります。
2．当年度に係る取締役賞与につきましては，支給しないことといたしました。
3．上記のうち，社外役員４名に対する報酬等の総額は，35百万円であります。
4．株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
［報酬］
取締役　　月額55百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)
（平成22年６月29日開催の第86回定時株主総会決議）
監査役　　月額12百万円以内
（平成19年６月28日開催の第83回定時株主総会決議）
［株式報酬型ストックオプション］
取締役　　１事業年度当たり180百万円以内
（平成22年６月29日開催の第86回定時株主総会決議）

(3) 社外役員の主な活動状況

取締役清野智は，当年度開催の取締役会10回のうち８回に出席し，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。

監査役藤原作弥は，当年度開催の取締役会10回のうち９回に出席し，また，当年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。

監査役宇野郁夫は，当年度開催の取締役会10回のうち８回に出席し，また，当年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。

監査役我妻廣繁は，当年度開催の取締役会10回のすべてに出席し，また，当年度開催の監査役会13回のすべてに出席し，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は，会社法第427条第１項の規定により，社外取締役および社外監査役との間に，同法第423条第１項の取締役および監査役の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

９．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

		百万円
1	当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	247
2	上記の合計額のうち，当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	88

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので，２の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は，会計監査人に対して，公認会計士法第２条第１項の業務以外に，企業グループの競争力強化に関する助言業務等を依頼しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は，会計監査人が会社法第340条第１項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合は，監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する。

監査役会は，上記の場合のほか，会計監査人の監査品質，監査実施の有効性および効率性などを勘案して，会計監査人として適当でないと判断した場合は，会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

10. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

当社は，取締役会において，「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を決議しております。

なお，平成27年３月26日開催の取締役会において，「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行等を踏まえた改正を決議しております。

⑴ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は，社会の一員として，法令および定款に適合し，公正・透明かつ効率的に事業活動を推進し，社会的責任を果たす。

取締役会を，原則として毎月１回開催する。取締役会では，経営に関する重要な計画をはじめ，当社の業務執行の重要事項を決定するとともに，取締役から業務執行状況の報告を受ける。また，取締役の職務の執行につき相互に監督する。

常務会を，原則として毎週開催し，取締役会決議に基づき，全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議する。

企業行動指針を策定し，取締役は本指針を率先垂範するとともに，自らの役割として指針の精神の徹底に努める。また，社長を委員長とする企業倫理・法令遵守委員会を設置するとともに，コンプライアンス推進担当役員を置き，事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。さらに，企業倫理相談窓口を開設し，相談者保護を図りながら相談案件等の調査を行う等適正に運用する。

なお，反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては，関連する社内規程等に基づき，毅然として対応する。

内部監査部門を設置し，当社業務の有効性・効率性および法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに，その結果を社長に報告する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書，電磁的情報その他の情報について，社内規程に基づき，適切に管理・保存し，必要に応じて取締役が閲覧できるものとする。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は，当社の業務執行に係るリスクについて，その内容に応じて，関連する社内規程に基づき，各部門または社内会議体等を活用する等，適切に対応する。

定期的に事業活動に係るリスクの抽出・評価を行い，経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては，その対策等を毎年度の各部門が策定する事業計画に織込み，管理サイクルの中でリスク管理を実践する。

自然災害および原子力災害等に係るリスクについては，社内規程を定めるとともに，災害を想定した訓練を行う等，リスク発生に備える。原子力発電所の自主的かつ継続的な安全性向上について，社内委員会を設置し，定期的に安全性の評価・分析，リスク低減に向けた対応策等を検討し，適切に対応する。

卸電力取引等に起因する市場リスク管理等を行うための社内委員会，ならびに，国内外での不測の事態に備えた危機の未然防止とリスクが現実化した際の被害の最小化を目的とする社内委員会をそれぞれ設置し，これらのリスクに適切に対応する。

リスク管理の状況については，必要に応じて，常務会等に報告する。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役ならびに業務を担当する取締役は，取締役会決議に基づき，当社の業務執行を行う。その際，経営環境の変化に迅速に対応するため，常務会や社内会議体を活用する等，効率的な業務執行を行う。

代表取締役ならびに業務を担当する取締役は，その職務の執行を効率的に行うため，次の措置を講じる。

①経営理念・経営の方向性を使用人に徹底するとともに，経営に

関する重要計画のほか，各種計画を策定し，業務執行における重点施策，目標を明確化するとともに，実施結果の評価を行う。

②業務執行は，組織および職務権限に関する規程に基づき，所定の手続きを経て行う。

③取締役会等諸会議における報告，使用人との意見交換，お客さまをはじめとする当社に関わりのある皆さまとの接触等により，経営に関わる情報を収集し，職務の執行に反映する。

内部監査部門は，効率的な業務執行がなされるよう内部監査を実施するとともに，その結果を社長に報告する。

⑸ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人は，代表取締役ならびに業務を担当する取締役の指揮命令のもと，企業行動指針等の規範を遵守し，組織および職務権限に関する規程に基づき，職務の執行を行う。使用人の職務の執行は，業務執行の決定手続きや報告等を通じて，取締役の監督を受ける。

企業倫理・法令遵守委員会の下，各室部店所単位に設置された企業倫理責任者および企業倫理推進担当者を中心に，企業行動指針の徹底，教育・啓発活動等を行い，事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。また，企業倫理相談窓口を開設し，相談者保護を図りながら相談案件の調査を行い，企業倫理・法令遵守委員会へ定期的に報告を行う。

内部監査部門は，使用人の企業倫理・法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに，その結果を社長に報告する。

⑹ 当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は，企業グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め，グループ会社各社に対し，重要事項につ

いて事前協議および報告を求め，指導・助言を実施する。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は，社内規程を定め，グループ会社各社に対し，経営に関する重要な計画を策定させるとともに，主要な会社から定期的に計画の進捗状況の報告を受け，各社におけるリスクについて把握する。

当社は，グループ会社各社に対し，事前協議および報告を通じて把握した各社の重要なリスクへの対応について，指導・助言を実施する。

また，グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について，常務会等に報告する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は，企業グループ経営に関する重要計画の周知や企業グループ全体の経営会議の開催，効率化施策の共同実施等，企業グループ経営を推進する。

当社は，グループ会社各社に対し，業務執行にあたっては，社内会議体を活用する等効率的に行うとともに，組織および職務権限に関する規程に基づき，所定の手続きを経て業務執行を行うよう，適宜，指導・助言を実施する。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は，グループ会社各社に対し，企業行動指針を策定する等，法令と法の精神の遵守を徹底するよう，適宜，指導・助言を実施する。

また，当社は，各社の企業倫理・法令遵守の状況について，適宜，把握するとともに，各社の企業倫理・法令遵守の担当責任者に対する指導・助言等により企業倫理・法令遵守の徹底をはかる。

当社の企業倫理相談窓口は，グループ会社各社の取締役，監査役および使用人からの相談も受け付ける。また，相談案件の処理

状況を企業倫理・法令遵守委員会に報告する。

⑤その他当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

内部監査部門は，グループ会社各社における内部監査の状況を勘案し，主要な会社については必要に応じて直接内部監査を実施する。

⑺ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助することを職務とする組織を設置し，専属の使用人を置く。

⑻ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する組織の職務は監査補助に限定し，同組織に所属する使用人を監査補助以外の業務には従事させない。

⑼ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する組織に所属する使用人は監査役の直轄下に置き，同組織に所属する使用人の人事に関しては，事前に監査役と協議する。

⑽ 監査役への報告に関する体制

①取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は，当社の業務執行上重要と判断した事項について，監査役に報告する。

取締役および使用人は，監査役が監査のために報告を求めた場合にはこれに応じる。

また，企業倫理相談窓口に対する取締役および使用人による相談案件の概要について，監査役に報告する。

②子会社の取締役，監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役および使用人は，グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について，監査役に報告する。

また，当社の企業倫理相談窓口に対するグループ会社各社の取締役，監査役および使用人による相談案件の概要について，監査役に報告する。

⑾ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は，監査役へ報告した者に対して，報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

また，グループ会社各社に対し，監査役へ報告した者に対して，報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう，徹底する。

⑿ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に伴い生ずる費用を請求するときには，当該請求に係る費用が職務の執行に必要がないと判断される場合を除き，これに応ずる。

⒀ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は，取締役会のほか，常務会等重要な諸会議に出席するとともに，当社が保存・管理する資料等を閲覧することができる。

代表取締役と監査役とは，経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため，定期的に会合を持つ。

監査役の監査成果を高めるため，内部監査部門は，内部監査の結果を監査役に情報提供する。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
固定資産	**3,497,225**	**固定負債**	**2,611,028**
電気事業固定資産	**2,451,990**	社債	749,688
水力発電設備	174,017	長期借入金	1,433,444
汽力発電設備	326,889	使用済燃料再処理等引当金	81,823
原子力発電設備	270,149	使用済燃料再処理等準備引当金	14,629
送電設備	648,714	災害復旧費用引当金	4,631
変電設備	247,394	退職給付に係る負債	141,340
配電設備	625,693	資産除去債務	111,465
業務設備	97,847	再評価に係る繰延税金負債	1,530
その他の電気事業固定資産	61,283	その他	72,475
その他の固定資産	**212,402**		
固定資産仮勘定	**267,504**	**流動負債**	**868,971**
建設仮勘定及び除却仮勘定	267,504	1年以内に期限到来の固定負債	336,175
核燃料	**139,336**	短期借入金	35,370
装荷核燃料	34,729	支払手形及び買掛金	149,435
加工中等核燃料	104,607	未払税金	47,099
投資その他の資産	**425,991**	災害復旧費用引当金	1,764
長期投資	97,496	その他	299,127
使用済燃料再処理等積立金	77,802		
退職給付に係る資産	6,344	**負債合計**	**3,480,000**
繰延税金資産	140,794		
その他	104,154	**株主資本**	**574,235**
貸倒引当金（貸方）	△ 601	資本金	251,441
		資本剰余金	26,678
流動資産	**633,991**	利益剰余金	303,803
現金及び預金	115,170	自己株式	△ 7,687
受取手形及び売掛金	193,817		
たな卸資産	76,732	**その他の包括利益累計額**	**27,564**
繰延税金資産	64,547	その他有価証券評価差額金	8,193
その他	184,402	繰延ヘッジ損益	△ 2,077
貸倒引当金（貸方）	△ 678	土地再評価差額金	△ 1,150
		為替換算調整勘定	690
		退職給付に係る調整累計額	21,908
		新株予約権	**809**
		少数株主持分	**48,606**
		純資産合計	**651,216**
合計	**4,131,217**	**合計**	**4,131,217**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**2,012,335**	**営業収益**	**2,182,075**
電気事業営業費用	1,782,097	電気事業営業収益	1,932,276
その他事業営業費用	230,237	その他事業営業収益	249,798
営業利益	**(169,739)**		
営業外費用	**61,155**	**営業外収益**	**8,061**
支払利息	53,908	受取配当金	911
その他	7,246	受取利息	2,070
		固定資産売却益	126
		その他	4,952
当期経常費用合計	**2,073,490**	**当期経常収益合計**	**2,190,136**
当期経常利益	**116,646**		
		特別利益	**19,697**
		退職給付制度改定益	14,268
		受取損害賠償金	5,429
税金等調整前当期純利益	**136,343**		
法人税等	**51,915**		
法人税等	12,480		
法人税等調整額	39,434		
少数株主損益調整前当期純利益	**84,428**		
少数株主利益	**7,935**		
当期純利益	**76,493**		

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	251,441	26,678	248,093	△ 7,950	518,262
会計方針の変更による累積的影響額			△ 15,666		△ 15,666
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	251,441	26,678	232,426	△ 7,950	502,596
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 4,987		△ 4,987
当期純利益			76,493		76,493
自己株式の取得				△ 43	△ 43
自己株式の処分			△ 161	306	145
土地再評価差額金の取崩			1		1
連結範囲の変動			31		31
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	71,376	263	71,639
当連結会計年度末残高	251,441	26,678	303,803	△ 7,687	574,235

	その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	3,235	△1,635	△1,226	1,180	15,539	17,093	670	38,569	574,595
会計方針の変更による累積的影響額								2,613	△ 13,052
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	3,235	△1,635	△1,226	1,180	15,539	17,093	670	41,183	561,542
当連結会計年度変動額									
剰余金の配当									△ 4,987
当期純利益									76,493
自己株式の取得									△ 43
自己株式の処分									145
土地再評価差額金の取崩									1
連結範囲の変動									31
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	4,957	△ 441	76	△ 489	6,369	10,471	138	7,423	18,034
当連結会計年度変動額合計	4,957	△ 441	76	△ 489	6,369	10,471	138	7,423	89,673
当連結会計年度末残高	8,193	△2,077	△1,150	690	21,908	27,564	809	48,606	651,216

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
固定資産	**3,382,192**	**固定負債**	**2,568,502**
電気事業固定資産	**2,493,633**	社債	749,988
水力発電設備	155,168	長期借入金	1,411,453
汽力発電設備	312,715	長期未払債務	8,479
原子力発電設備	271,552	リース債務	634
内燃力発電設備	39,781	関係会社長期債務	4,084
新エネルギー等発電設備	12,517	退職給付引当金	132,545
送電設備	666,270	使用済燃料再処理等引当金	81,823
変電設備	256,233	使用済燃料再処理等準備引当金	14,629
配電設備	675,951	災害復旧費用引当金	4,557
業務設備	102,940	資産除去債務	111,236
貸付設備	501	雑固定負債	49,071
附帯事業固定資産	**1,320**	**流動負債**	**781,410**
事業外固定資産	**5,624**	1年以内に期限到来の固定負債	324,006
固定資産仮勘定	**261,617**	短期借入金	33,500
建設仮勘定	258,857	コマーシャル・ペーパー	27,000
除却仮勘定	2,760	買掛金	83,896
核燃料	**139,336**	未払金	29,509
装荷核燃料	34,729	未払費用	60,036
加工中等核燃料	104,607	未払税金	35,622
投資その他の資産	**480,659**	預り金	1,137
長期投資	81,559	関係会社短期債務	46,653
関係会社長期投資	195,123	諸前受金	137,969
使用済燃料再処理等積立金	77,802	災害復旧費用引当金	1,644
長期前払費用	8,774	雑流動負債	433
繰延税金資産	117,546	**負債合計**	**3,349,912**
貸倒引当金（貸方）	△ 146		
流動資産	**468,119**	**株主資本**	**494,347**
現金及び預金	47,023	資本金	251,441
売掛金	130,844	資本剰余金	26,657
諸未収入金	5,861	資本準備金	26,657
短期投資	104,500	利益剰余金	224,017
貯蔵品	57,930	利益準備金	62,860
前払費用	278	その他利益剰余金	161,157
関係会社短期債権	29,837	海外投資等損失準備金	15
繰延税金資産	60,803	繰越利益剰余金	161,141
雑流動資産	31,511	自己株式	△ 7,769
貸倒引当金（貸方）	△ 472	**評価・換算差額等**	**5,242**
		その他有価証券評価差額金	7,319
		繰延ヘッジ損益	△ 2,077
		新株予約権	**809**
		純資産合計	**500,398**
合計	**3,850,311**	**合計**	**3,850,311**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**1,811,101**	**営業収益**	**1,951,651**
電気事業営業費用	**1,795,950**	**電気事業営業収益**	**1,935,225**
水力発電費	34,820	電灯料	627,624
汽力発電費	694,586	電力料	1,007,316
原子力発電費	91,576	地帯間販売電力料	203,348
内燃力発電費	26,665	他社販売電力料	13,944
新エネルギー等発電費	8,954	託送収益	5,115
地帯間購入電力料	138,968	事業者間精算収益	3,124
他社購入電力料	281,681	再エネ特措法交付金	54,071
送電費	83,006	電気事業雑収益	20,597
変電費	50,427	貸付設備収益	83
配電費	164,923		
販売費	45,833		
貸付設備費	5		
一般管理費	79,922		
再エネ特措法納付金	46,747		
電源開発促進税	29,053		
事業税	19,015		
電力費振替勘定(貸方)	△ 238		
附帯事業営業費用	**15,150**	**附帯事業営業収益**	**16,425**
ガス供給事業営業費用	14,713	ガス供給事業営業収益	15,910
熱供給事業営業費用	437	熱供給事業営業収益	515
営業利益	**(140,549)**		
営業外費用	**60,565**	**営業外収益**	**9,223**
財務費用	**53,728**	**財務収益**	**6,352**
支払利息	53,339	受取配当金	4,204
社債発行費	389	受取利息	2,147
事業外費用	**6,836**	**事業外収益**	**2,871**
固定資産売却損	80	固定資産売却益	106
雑損失	6,756	雑収益	2,764
当期経常費用合計	**1,871,666**	**当期経常収益合計**	**1,960,874**
当期経常利益	**89,208**		
		特別利益	**19,668**
		退職給付制度改定益	14,268
		受取損害賠償金	5,400
税引前当期純利益	**108,876**		
法人税等	**46,413**		
法人税等	4,810		
法人税等調整額	41,602		
当期純利益	**62,462**		

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				海外投資等損失準備金	繰越利益剰余金	
当事業年度期首残高	251,441	26,657	62,860	15	121,667	184,543
会計方針の変更による累積的影響額					△ 17,838	△ 17,838
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	251,441	26,657	62,860	15	103,829	166,705
当事業年度変動額						
剰余金の配当					△ 4,987	△ 4,987
海外投資等損失準備金の積立				0	△ 0	－
当期純利益					62,462	62,462
自己株式の取得						
自己株式の処分					△ 161	△ 161
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)						
当事業年度変動額合計	－	－	－	0	57,312	57,312
当事業年度末残高	251,441	26,657	62,860	15	161,141	224,017

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当事業年度期首残高	△ 8,032	454,609	2,623	△ 1,635	988	670	456,268
会計方針の変更による累積的影響額		△ 17,838					△ 17,838
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	△ 8,032	436,771	2,623	△ 1,635	988	670	438,429
当事業年度変動額							
剰余金の配当		△ 4,987					△ 4,987
海外投資等損失準備金の積立		－					－
当期純利益		62,462					62,462
自己株式の取得	△ 43	△ 43					△ 43
自己株式の処分	306	145					145
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)			4,695	△ 441	4,254	138	4,393
当事業年度変動額合計	263	57,575	4,695	△ 441	4,254	138	61,969
当事業年度末残高	△ 7,769	494,347	7,319	△ 2,077	5,242	809	500,398

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 11 日

東北電力株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中村雅一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐藤森夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　有倉大輔　㊞

当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，東北電力株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては，連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，東北電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 11 日

東北電力株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中村雅一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐藤森夫　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　有倉大輔　㊞

当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，東北電力株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第91期事業年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては，計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は，上記の計算書類及びその附属明細書が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議の上，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は，監査の方針，業務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか，取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

各監査役は，監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し，監査の方針，業務の分担等に従い，取締役，内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり，情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに，取締役会その他重要な会議に出席し，取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決定書類等を閲覧し，本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また，取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに，会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に

応じて説明を求めました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 12 日

東北電力株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）　鈴　木　敏　仁　㊞

常任監査役（常勤）　加　藤　公　樹　㊞

監査役（社外監査役）　藤　原　作　弥　㊞

監査役（社外監査役）　宇　野　郁　夫　㊞

監査役（社外監査役）　我　妻　廣　繁　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案〉

第１号議案から第４号議案までは，会社提案によるものであります。

第１号議案（会社提案）　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては，次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は，配当につきましては，安定的な配当を行うことを基本に，当年度の業績や中長期的な収支見通しなどを総合的に勘案し決定することを基本的な方針としております。

前年度は，一定の利益水準を確保できたことなどから，１株につき５円の配当を再開させていただきました。

当年度の業績につきましては，徹底した効率化に取り組み，前年度を上回る利益水準を確保することができました。あわせて，平成25年９月に電気料金の値上げを実施させていただいたこと，東日本大震災で毀損した財務体質の回復が急務であることなど，当社の経営環境を総合的に勘案し，平成26年度の期末配当金につきましては，１株につき10円といたしたいと存じます。

なお，中間配当金５円とあわせた当年度の年間配当金は，１株につき15円となります。

１．配当財産の種類
　金銭
２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金10円　　総額 4,988,496,060円
３．剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月26日

第２号議案（会社提案）　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い，責任限定契約の締結対象者の拡大がなされたことから，会社法第427条第１項の規定に基づき，現行定款第30条（取締役の責任免除）第２項および第38条（監査役の責任免除）第２項を変更するものであります。なお，第30条（取締役の責任免除）第２項の変更につきましては，各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は，次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役及び取締役会 （取締役の責任免除） 第30条　当会社は，会社法第426条第１項の規定により，取締役会の決議をもって，同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	第４章　取締役及び取締役会 （取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり）
２　当会社は，会社法第427条第１項の規定により，社外取締役との間に，同法第423条第１項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し，当該契約にもとづく責任の限度額は，法令に定める額とする。	２　当会社は，会社法第427条第１項の規定により，取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に，同法第423条第１項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し，当該契約にもとづく責任の限度額は，法令に定める額とする。
第５章　監査役及び監査役会 （監査役の責任免除） 第38条　当会社は，会社法第426条第１項の規定により，取締役会の決議をもって，同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	第５章　監査役及び監査役会 （監査役の責任免除） 第38条　（現行どおり）
２　当会社は，会社法第427条第１項の規定により，社外監査役との間に，同法第423条第１項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し，当該契約にもとづく責任の限度額は，法令に定める額とする。	２　当会社は，会社法第427条第１項の規定により，監査役との間に，同法第423条第１項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し，当該契約にもとづく責任の限度額は，法令に定める額とする。

第３号議案（会社提案）　取締役16名選任の件

取締役全員は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，取締役16名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は，次のとおりであります。

	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	海輪　誠（かいわ　まこと） （昭和24年９月25日生）	昭和48年４月　東北電力株式会社入社 平成21年６月　同社取締役副社長　ＩＲ担当 平成22年６月　同社取締役社長（現在にいたる）	15,600株
2	原田宏哉（はらだ　ひろや） （昭和31年３月10日生）	昭和53年４月　東北電力株式会社入社 平成22年６月　同社取締役企画部長 平成23年６月　同社上席執行役員東京支社長 平成26年６月　同社取締役副社長　ＣＳＲ担当 コンプライアンス推進担当　ＩＲ担当 （現在にいたる）	5,003株
3	※ 坂本光弘（さかもと　みつひろ） （昭和30年11月29日生）	昭和54年４月　東北電力株式会社入社 平成22年６月　同社総務部長 平成23年６月　同社執行役員総務部長 平成24年６月　同社取締役総務部長 平成25年６月　同社上席執行役員新潟支店長 （現在にいたる） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ユアテック社外取締役（平成27年６月24日就任予定）	6,821株
4	渡部孝男（わたなべ　たかお） （昭和27年７月30日生）	昭和52年４月　東北電力株式会社入社 平成21年６月　同社上席執行役員女川原子力発電所長 平成24年６月　同社取締役　火力原子力本部副本部長 火力原子力本部原子力部長 平成25年６月　同社常務取締役　火力原子力本部 副本部長　火力原子力本部原子力部長 平成26年６月　同社常務取締役　火力原子力本部 副本部長（現在にいたる）	7,829株

	氏名 （生年月日）	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	岡 信 愼 一（おか のぶ しん いち） （昭和32年２月16日生）	昭和54年４月　東北電力株式会社入社 平成21年６月　同社環境部長 平成23年６月　同社グループ事業推進部長 平成24年６月　同社執行役員企画部長 平成25年６月　同社常務取締役企画部長 平成26年６月　同社常務取締役企画部長　支店統轄 （現在にいたる）	10,100株
6	笹 川 稔 郎（ささ がわ とし ろう） （昭和30年10月31日生）	昭和55年４月　東北電力株式会社入社 平成22年６月　同社土木建築部長 平成24年６月　同社執行役員秋田支店長 平成26年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長（現在にいたる）	6,001株
7	佐久間 直 勝（さくま なお かつ） （昭和27年12月19日生）	昭和53年４月　東北電力株式会社入社 平成21年６月　同社執行役員　火力原子力本部副本部長 火力原子力本部火力部長 平成23年６月　同社取締役　火力原子力本部副本部長 火力原子力本部火力部長 平成24年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長　火力原子力本部火力部長 平成25年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長（現在にいたる）	10,100株
8	長谷川 登（はせがわ のぼる） （昭和30年４月17日生）	昭和54年４月　東北電力株式会社入社 平成21年６月　同社執行役員東京支社長 平成23年６月　同社取締役広報・地域交流部長 平成25年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長　支店統轄 平成26年６月　同社常務取締役　火力原子力本部副本部長（現在にいたる）	11,702株

	氏名 （生年月日）	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	山本俊二（やまもとしゅんじ） （昭和31年12月19日生）	昭和54年４月　東北電力株式会社入社 平成22年６月　同社執行役員経理部長 平成23年６月　同社執行役員山形支店長 平成25年６月　同社常務取締役（現在にいたる） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ユアテック社外監査役（平成27年６月24日就任予定）	9,400株
10	石森令一（いしもりりょういち） （昭和29年１月25日生）	昭和53年４月　東北電力株式会社入社 平成21年６月　同社お客さま本部副本部長兼 お客さま本部営業部長 平成23年６月　同社執行役員　お客さま本部副本部長 お客さま本部営業部長 平成26年６月　同社常務取締役　お客さま本部 副本部長（現在にいたる）	6,900株
11	※田苗博（たなえひろし） （昭和31年３月30日生）	昭和53年４月　東北電力株式会社入社 平成20年６月　同社会津若松支社長 平成23年６月　同社執行役員　電力流通本部副本部長 電力流通本部電力システム部長 平成25年６月　同社執行役員福島支店長 （現在にいたる）	6,700株
12	※三浦直人（みうらなおと） （昭和29年６月23日生）	昭和53年４月　東北電力株式会社入社 平成21年６月　同社総合研修センター所長 平成24年６月　同社執行役員　お客さま本部副本部長 お客さま本部配電部長 （現在にいたる）	6,000株

	氏名 （生年月日）	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
13	※ 中野春之（なかのはるゆき） （昭和30年５月６日生）	昭和54年４月　東北電力株式会社入社 平成19年６月　同社電力流通本部電力システム部中央給電指令所長 平成23年６月　同社電力流通本部電力システム部副部長 平成24年６月　同社電力流通本部電力システム部部長 平成25年６月　同社執行役員　電力流通本部副本部長電力流通本部電力システム部長（現在にいたる）	1,800株
14	※ 増子次郎（ますこじろう） （昭和30年７月７日生）	昭和55年４月　東北電力株式会社入社 平成21年４月　同社女川原子力発電所所長代理 平成23年６月　同社執行役員青森支店長 平成26年６月　同社執行役員　火力原子力本部原子力部長（現在にいたる）	8,202株
15	※ 佐々木隆志（ささきたかし） （昭和32年12月１日生）	昭和55年４月　東北電力株式会社入社 平成22年６月　同社秘書室秘書役 平成23年６月　同社資材部長 平成25年６月　同社執行役員　火力原子力本部燃料部長（現在にいたる）	3,901株
16	清野智（せいのさとし） （昭和22年９月30日生）	平成18年４月　東日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長 平成24年４月　同社取締役会長（現在にいたる） 平成25年６月　東北電力株式会社取締役（現在にいたる） 平成26年６月　日本郵政株式会社社外取締役（現在にいたる） 〔重要な兼職の状況〕 東日本旅客鉄道株式会社取締役会長 日本郵政株式会社社外取締役	3,047株

（注）１．※印は，新任候補者であります。
２．各候補者と当社との間には，特別の利害関係はありません。

3．候補者清野智は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。

4．候補者清野智は，東日本旅客鉄道株式会社の取締役会長であり，その豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため，社外取締役として選任をお願いするものであります。

5．候補者清野智は，現に当社の社外取締役であり，その就任してからの年数は，本総会終結の時をもって２年であります。

6．当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者清野智との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。同氏の社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

第４号議案（会社提案）　監査役５名選任の件

監査役全員は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，監査役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお，本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は，次のとおりであります。

	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴，地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	鈴木（すずき）　敏仁（としひと） （昭和24年10月31日生）	昭和47年４月　東北電力株式会社入社 平成21年６月　同社常務取締役 平成25年６月　同社常任監査役（現在にいたる） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社第四銀行社外監査役	28,170株
2	加藤（かとう）　公樹（こうき） （昭和29年３月９日生）	昭和51年４月　東北電力株式会社入社 平成21年６月　同社執行役員青森支店長 平成23年６月　同社取締役企画部長 平成24年６月　同社常任監査役（現在にいたる）	18,100株

	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴，地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	藤原作弥（ふじわらさくや） （昭和12年１月14日生）	平成10年３月　日本銀行副総裁 平成15年３月　日本銀行副総裁退任 平成15年６月　東北電力株式会社監査役 （現在にいたる） 平成24年６月　ライフネット生命保険株式会社 社外取締役（現在にいたる） 〔重要な兼職の状況〕 ライフネット生命保険株式会社社外取締役	9,300株
4	宇野郁夫（うのいくお） （昭和10年１月４日生）	平成９年４月　日本生命保険相互会社代表取締役社長 平成17年４月　同社代表取締役会長 平成17年６月　東北電力株式会社監査役 （現在にいたる） 平成23年４月　日本生命保険相互会社取締役相談役 平成23年７月　同社相談役（現在にいたる） 〔重要な兼職の状況〕 富士急行株式会社社外取締役 パナソニック株式会社社外取締役 トヨタ自動車株式会社社外取締役 小田急電鉄株式会社社外監査役 西日本旅客鉄道株式会社社外監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外監査役 株式会社三井住友銀行社外監査役	30,000株

	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴，地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	※ 馬 場 千 晴 （ばば ちはる） （昭和25年11月15日生）	平成17年４月　みずほ信託銀行株式会社代表取締役副社長 平成19年４月　同社取締役 平成19年６月　同社取締役退任 平成19年６月　株式会社ジャパンエナジー（現 ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社）監査役（常勤） 平成22年７月　ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社監査役（常勤） 平成24年６月　同社監査役（常勤）退任 平成24年６月　ＪＸ日鉱日石金属株式会社監査役(常勤) 平成26年６月　同社顧問（現在にいたる） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社埼玉りそな銀行社外取締役 （平成27年６月18日就任予定）	0株

（注）１．※印は，新任候補者であります。
２．各候補者と当社との間には，特別の利害関係はありません。
３．候補者藤原作弥，同宇野郁夫および同馬場千晴は，いずれも会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
４．候補者藤原作弥は，日本銀行副総裁としてわが国の金融政策に携わった経験を有しており，その豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査をしていただくため，社外監査役として選任をお願いするものであります。
５．候補者宇野郁夫は，日本生命保険相互会社の前代表取締役会長であり，その豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査をしていただくため，社外監査役として選任をお願いするものであります。
６．候補者馬場千晴は，みずほ信託銀行株式会社の元代表取締役副社長であり，その豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査をしていただくため，社外監査役として選任をお願いするものであります。

7．候補者宇野郁夫がパナソニック株式会社の社外取締役として在任中，冷蔵庫用コンプレッサー事業の独占禁止法違反行為に関し，平成22年９月に米国司法省，同年10月にカナダ競争局との間で，それぞれ罰金を支払うことに合意し，また平成23年12月に欧州委員会から制裁金支払命令を受けました。また，特定顧客向けの一部自動車部品事業の独占禁止法違反行為に関し，平成25年７月に米国司法省，平成26年２月にカナダ競争局との間で，それぞれ罰金を支払うことに合意しました。同氏は各違反行為の判明までは各違反行為を認識しておりませんでしたが，平素より法令遵守の視点に立ち，取締役会等を通じて職務を遂行し，法令に反する業務執行がなされることのないよう努めておりました。また，判明後は，再発防止に向けた同社の取り組みの内容を確認しております。

8．候補者藤原作弥および同宇野郁夫は，現に当社の社外監査役であり，その就任してからの年数は，候補者藤原作弥が本総会終結の時をもって12年，候補者宇野郁夫は10年であります。

9．当社は，第２号議案（定款一部変更の件）ならびに本議案における候補者鈴木敏仁および同加藤公樹の監査役の選任についてご承認いただいた場合には，両氏との間で，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額といたします。

10. 当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者藤原作弥および同宇野郁夫との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。両氏の社外監査役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は両氏と当該契約を継続する予定であります。

11. 当社は，候補者馬場千晴の社外監査役の選任についてご承認いただいた場合には，会社法第427条第１項の規定により，同氏との間で，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額といたします。

〈株主提案〉

第５号議案から第８号議案までは，株主提案によるものであります。なお，提案株主（229名）の議決権の数は，3,113個であります。

第５号議案（株主提案）　定款一部変更の件（１）

○議案内容

以下の章を新設する。

第７章　地球環境に与えるリスクを最小限に抑える電源構成

（原発からの撤退）

第 43 条　当会社は，原子力発電事業から全面的に撤退する。

○提案の理由

福島原発事故から４年が経過した現在でも，住み慣れた故郷を追われ帰れる見通しも立たない避難者が12万人もいると言われています。この事故は原発が大量の放射能を放出する過酷事故を現実に起こすこと，そしていったん起これば取り返しのつかない事態が長期間にわたって続くことを私たちに教えました。この歴史の教訓を真摯に受け止めるならば，当社は原子力発電事業から全面的に撤退すべきです。

なお，全原発が停止中の2014年度においても約1,050億円の連結経常利益が見込まれている当社においては，原発から全面的に撤退することが可能であるだけでなく，年間1,000億円ほどの原発維持費と，稼働中の事故リスクをゼロにできるという経営上のメリットも生じます。

一方で，自社原発が全て再稼働しても，設備利用率70％の発電量が年間164億kWh，火力発電との運転コスト差を７円/kWhとして削減効果は1,148億円と，原発から全面撤退した場合と大差はないのに，失う信頼と顧客は多大なのです。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源のほとんどを海外からの輸入に依存しているわが国において，原子力発電は，安全確保を大前提に，安定供給，経済効率性，環境適合の観点から重要な電源であり，将来にわたって一定規模を確保していく必要があります。

昨年４月，国の中長期的なエネルギー政策の指針として策定された新たなエネルギー基本計画においても，原子力発電は，「安全性の確保を大前提に，エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付けられております。

こうしたことを踏まえ，当社は，今後とも，原子力発電所の安全性・信頼性の向上に，より一層努めるとともに，地域のみなさまのご理解を得ながら，原子力発電の活用をはかってまいります。これにより，バランスの取れた電源構成を実現し，電力の安定供給を果たしてまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第６号議案（株主提案）　定款一部変更の件（２）

○議案内容

以下の章を新設する。

第７章　地球環境に与えるリスクを最小限に抑える電源構成

（リスクの抑制）

第 44 条　当会社は，放射能汚染リスクと，地球温暖化リスクを最小限に抑えるため，電源構成における原子力発電と石炭火力発電の比率を可能な限り引き下げ，再生可能エネルギー発電と高効率ＬＮＧ火力発電を中心とした電源構成への移行を図る。

○提案の理由

電力小売全面自由化を１年後に控え，会社選択時に「安心安全な電源」や「再エネ比率の高さ」が重要視されるという調査結果が公表されています。消費者に選ばれる時代において，しかも福島第一原発事故の被災地である東北地方において，原発などの高リスク電源を事故前同様に維持し続けることは，消費者の意向を無視した企業経営と言わざるをえず，新電力への顧客流出が強く懸念されます。

全原発停止中でも大幅な黒字が見込まれる当社においては，原発ゼロを確定することは十分可能であり，これにより再エネ導入可能枠も拡大されます。一方で石炭火力を即ゼロにすることは現実的ではありませんが，将来的には，発電コストが下落する再エネ発電の拡大と，人口減や省エネによる電力需要の減少が明らかであることから，目標年度を定めた石炭火力廃止計画を作成・実行することは可能であり必要です。

以上の基本姿勢を長期的に堅持するべく，定款に明記し広報することを提案します。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

当社は，かねてより，多様な燃料を使用する火力発電をはじめ，水力や地熱，太陽光などの再生可能エネルギー，そして安全確保を大前提とした原子力発電をバランスよく組み合わせた電力供給に取り組んでまいりました。

このうち，石炭，ＬＮＧ，石油といった化石燃料による火力発電については，燃料種別ごとに，埋蔵資源の偏在，環境への影響，燃料価格などの面で特徴があるため，その強みが発揮され，弱みが補完されるよう，各燃料を組み合わせて活用しております。

再生可能エネルギーについては，低炭素の国産エネルギーであり，当社としても積極的な導入を進めておりますが，自然条件による出力の変動幅が大きく，発電コスト面での課題もあります。

原子力発電については，安全確保を大前提に，準国産エネルギーとして安定した出力が見込め，電力供給の安定性に寄与する重要なベースロード電源であります。

こうしたことから，各エネルギー源が持つ特性を十分に踏まえたうえで，各電源をバランスよく組み合わせて運用していくことが重要であると考えております。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第７号議案（株主提案）　定款一部変更の件（３）

○議案内容

以下の章を新設する。

第８章　使用済核燃料の責任管理

第 45 条　当会社の原子力発電により発生した使用済核燃料は，当会社の責任において厳重に管理保管し，その数量を増加させない。

○提案の理由

現在，使用済核燃料についての日本政府の方針が，全量再処理から直接処分を選択肢に加える方向に変わりつつあります。再処理して発生する高レベル放射性廃棄物も，使用済核燃料そのものも，その放射能が安全なレベルに達するためには何万年もの時間を要するとされ，最終処分の方法は確立されず，したがって基準も未定，場所の目途は全く立っていません。

日本学術会議でまとめられた政策提言案（３月現在）の中では，これら高レベル放射性廃棄物の対策の明確化を政府と電力会社に対して求め，このままの状態で再稼働を進めるのは「将来世代に対する無責任」と批判しています。

また，ドイツでは，「次の世代に廃棄物処理などを残すのは倫理的に問題がある」ことを脱原発に転換した大きな理由の一つとしています。フィンランドの「オンカロ」を含め，放射性廃棄物の安全な処理処分方法が実証された例は世界中どこにもないのです。

このような状態で使用済核燃料を増加させることは，企業の社会的責任に反し，安全面・コスト面でのリスクも高過ぎる事から，この提案を行うものです。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しいわが国では，原子力発電については，その使用済燃料を再処理し，有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本方針としております。また，再処理の過程で発生する高レベル放射性廃棄物については，地上において安全に貯蔵・管理した後，最終的には，科学的知見が蓄積されており，現時点で最も有望な処分方法である地層処分を行うこととしております。

こうしたなか，昨年４月に策定された国のエネルギー基本計画においても，引き続き，原子燃料サイクルを推進することが確認されるとともに，高レベル放射性廃棄物については，国が前面に立ち，最終処分に向けた取り組みを進めることとしております。さらに，最終処分に至るまでの間，使用済燃料を安全に管理するための貯蔵能力の拡大に向けた取り組みの強化，および高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発を進めることとしております。

当社といたしましては，今後とも，使用済燃料を適切に貯蔵・管理してまいります。また，高レベル放射性廃棄物の最終処分につきましては，国の方針などに基づき，事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）と連携して，取り組んでまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第８号議案（株主提案）　定款一部変更の件（４）

○議案内容

以下の章を新設する。

第９章　自治体の事前了解

第 46 条　当会社は，原子炉施設及びこれと関連する施設等を新増設しようとするとき又は変更しようとするときは，事前に全ての原子力災害対策重点区域内の自治体と協議し，了解を得るものとする。

○提案の理由

当社は，女川原子力発電所の運転に当たり，立地自治体（８～10km圏／ＥＰＺ）である女川町・石巻市及び宮城県と「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」を締結し，その第12条で「乙（当社）は，原子炉施設及びこれと関連する施設等を新増設しようとするとき又は変更しようとするときは，事前に甲（立地３自治体）に協議し，了解を得るものとする」と定めました。

その後2012年に，国の「原子力災害対策指針」が改定され，住民避難計画を策定しなければならない原子力災害対策重点区域が８～10km圏（ＥＰＺ）から30km圏（ＵＰＺ）に拡大されました。これは，福島原発事故の反省を踏まえた国が，かつてＥＰＺが負うとされていた被曝リスクをＵＰＺが負うと認めたということであり，当然ＵＰＺ自治体にはＥＰＺ自治体と同等の権限が認められなければなりません。

当社は，女川原子力発電所の施設の新増設及び変更に当たっては，ＥＰＺの２市町と同等の協議をＵＰＺの５市町とも行ない，事前了解を得るものとします。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

当社は，かねてより，安全確保を大前提に，地域のみなさまのご理解を得ながら，原子力発電所を運営していくことが重要であると考えております。こうした考えのもと，当社は，発電所の立地に至る経緯などを踏まえ，立地自治体との間で，発電所周辺の安全確保に関する協定書を締結しております。さらに，立地自治体はもとより，幅広く地域のみなさまに対しても，発電所運営に関する様々な情報提供を行ってまいりました。

こうしたなか，国の原子力災害対策指針が平成24年に改正され，原子力施設から概ね半径30km圏内は，「緊急時防護措置を準備する区域」（ＵＰＺ）と設定されました。これにより，ＵＰＺ自治体は，原子力災害対策を重点的に行う地域となり，当社は，住民避難などＵＰＺ自治体の原子力災害対策がより有効に機能するよう，情報連絡などの強化に取り組む必要があります。

こうしたことを踏まえ，本年４月，当社は女川原子力発電所のＵＰＺ自治体５市町との間で，住民の安全確保に関する協定書を締結いたしました。今後とも，この協定に基づき適正かつ真摯に対応してまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

以　上

「インターネット等による議決権行使のご案内」

1．インターネットにより議決権を行使される場合は，パソコン，スマートフォンまたは携帯電話（EZweb，ｉモード，Yahoo!ケータイ）から，当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）へ議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」によりアクセスしてください。ただし，毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止いたします。

　また，ご不明な点などがございましたら後記ヘルプデスクへお問い合せください。

　なお，アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますので，ご了承ください。

2．インターネットによる議決権行使は，平成27年６月24日（水曜日）午後５時まで受付いたしますが，お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

3．インターネットの利用環境によっては，パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使ができない場合もございますので，ご了承ください。

4．携帯電話による議決権行使にあたっては，EZweb，ｉモード，Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また，セキュリティ確保のため，暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりませんので，ご了承ください。

5．株主さま以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため，議決権行使サイト上で「仮パスワード」から任意の「パスワード」への変更をお願いしております。

6．議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

7．インターネットにより，複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また，パソコン，スマートフォンおよび携帯電話のいずれかで重複して議決権を行使された場合も，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

8．株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは，当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

以　上

（「EZweb」はKDDI株式会社，「ｉモード」は株式会社NTTドコモ，「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。）

システムなどに関するお問い合せ

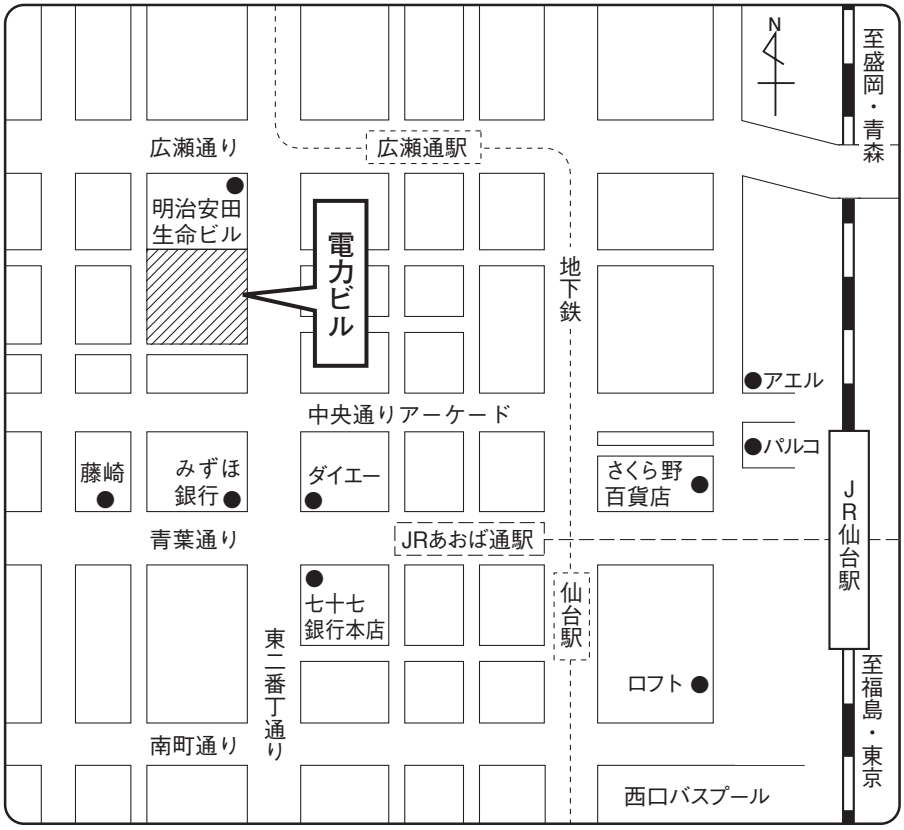
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話0120−173−027（受付時間　午前９時～午後９時，通話料無料）

株主総会会場ご案内

会　場　　仙台市青葉区一番町三丁目７番１号
電力ビル７階電力ホール

会場付近略図



○会場には駐車場がございませんので，公共交通機関等をご利用願います。

交　通　　ＪＲ線　仙台駅から徒歩約10分
ＪＲ仙石線　あおば通駅から徒歩約５分
バス　電力ビル前下車
地下鉄　広瀬通駅下車……最寄りの出口は西３